

福祉定期預金

平成30年4月1日現在

商品名（愛称）	・ひたしんきんニュー福祉定期預金
ご利用いただける方	・下記に掲げる年金、各種手当等を受給されている個人のお客さま
期間	・1年
預入（1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括してお預入いただきます。 ・1,000円以上、300万円以内 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しいたします。
利息（1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法	・預入金額に「店頭表示のスーパー定期1年ものの利率に0.2%を加えた利率」を約定利率として満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行います。
税金	・20.315%源泉分離課税（国税15.315%、税金地方税5%） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。 ※マル優ご利用の場合は、税金はかかりません。
手数料	—
付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務企画部（9時～17時、電話0973-23-3177）にお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫業務企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・上乗せ利率については、金融情勢等により、変更させていただく場合があります。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）

ひたしんニュー福祉定期預金をご利用いただける方

	ご利用いただける方	ご提示いただく書類
国民年金	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者	国民年金証書 または、 国民年金・厚生年金保険年金証書
(旧)国民年金	老齢福祉年金受給者 障害年金受給者 母子年金受給者 準母子年金受給者 遺児年金受給者 老齢特別給付金受給者	国民年金証書
(船員保険含む) (旧)厚生年金	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 特例遺族年金受給者 寡婦年金受給者 鰥夫年金受給者 遺児年金受給者	厚生年金保険年金証書 または 船員保険年金証書
共済年金	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 (昭和60年改正法における 改正前関係法等に係る受給 者に限る。)	次のいずれかの証書 国家公務員(等)共済組合年金証書 日本電信電話共済組合年金証書 日本鉄道(国鉄)共済組合年金証書 日本たばこ産業共済組合年金証書 地方公務員共済組合年金証書 私立学校教職員共済組合年金証書 農林漁業団体職員共済組合年金証書
各種手当	児童扶養手当受給者 特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者	児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 障害自動福祉手当受給者証明書 特別障害者手当受給者証明書 福祉手当受給者証明書
	医療特別手当受給者 特別手当受給者 健康管理手当受給者 保険手当受給者	医療特別手当証書 特別手当証書 健康管理手当証書 保険手当証書

下記の方についてはお取り扱いできません。

- 障害厚生年金、遺族厚生年金のみの受給者の方
- 傷害共済年金、遺族共済年金のみの受給者の方
- 恩給等の受給者の方
- 重度心身障害者等福祉年金等の受給者の方
- 受給権資格があるが(証書を持っていても)実際に支給を受けていない方